



第1章

第三次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律※」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日※」とすること等を示しました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（「第一次基本計画」）、平成20年3月に第二次基本計画が定められました。第二次基本計画期間中には、図書館法※の改正、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準※」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、平成22年を「国民読書年※」とすることが定められました。

第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成25年5月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第三次基本計画が策定されました。

(2) 県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（「第一次計画」。以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた第二次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。県内市町村においても、第二次計画期間中の平成27年2月現在、県内54市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組の体制が整いつつあります。

(3) 社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第二次計画の策定からおおむね5年の間に変化しており、本計画の推進に当たり、留意すべき事項として以下のものがあります。

<新学習指導要領の全面实施>

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、総則において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されるなど、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な読書活動の充実を定めています。

特に、小・中学校では、目的に応じて本や文章を選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることの大切さや、日常的に読書に親しむためには、計画的に学校図書館を利用し、必要な本などを選ぶことができるようにすることの大切さが示されています。

また、高等学校でも学校図書館の計画的な利用とともに、地域の図書館などと連携し、読書の幅を広げ、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することが大切であるとされています。

<図書館法・学校図書館法の改正>

平成20年6月には図書館法が改正され、図書館サービスのために留意すべき事項の一つとして「家庭教育の向上に資すること」（第3条）が加えられました。

また、図書館が行う事業として、「学習成果を活用して行う教育活動の機会提供」（第3条第8号）を追加、「司書及び司書補の資格要件の見直し」（第5条）のほか、「県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める」（第7条）の規定が整備されました。

図書館法の改正等を受け、平成24年12月に文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正し、市町村立図書館における乳幼児や児童・青少年等に向けた図書の整備・提供や読み聞かせの実施、支援を規定しました。

また、平成26年6月には、学校図書館法が改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書^{*}と位置付け、これを学校に置くよう努めることとされました。（P52～P54資料4）

<新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大>

近年の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の急速な普及は、これからの子どもの読書環境に大きな影響を与えることが考えられます。平成22年は「電子書籍^{*}元年」と呼ばれ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、読書の新たな手段として普及しつつある電子書籍についても、今後の推移に十分留意する必要があります。



2 第二次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

(1) 成果と課題

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

① 家庭における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標2

- 家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。

＜本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	97.9%	100%	98.5%
中学校	83.1%	90%以上	83.7%

(「読書に関する調査」(H25)：義務教育課)

- ・ 家庭において、「読んだ」と回答した児童生徒の割合は増加していますが、学年が上がるにつれて本を読んだ割合は減少しています。(参考：高校生の達成状況51.0%)
- ・ 本を読まない理由としては、小学生は「マンガ等が楽しい」「遊びが楽しい」「ゲームが楽しい」となっており、中学生は「勉強等で忙しい」「マンガ等が楽しい」「本が嫌い」高校生は「マンガ等が楽しい」「部活動で時間がない」「読まなくても困らない」と続いています。興味や関心が多様化する中高生に対して読書の意義に対する理解を促し、自主的な読書活動を促す取組を進める必要があります。
- ・ 学校教育における読書活動が推進されてきたことで、家庭における読書活動の大切さが再認識されています。幼い時期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要であり、講座の開催や情報提供により、保護者への理解を一層深めていく必要があります。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむ取組として、市町村におけるブックスタート※運動が広がりを見せています。今後は乳幼児健診時等において絵本の読み聞かせ等、親子のコミュニケーションを図る読書活動を推進していく必要があります。
- ・ 家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう努めることが大切です。



【福島市：子どもライブラリーでのお話会】

② 地域における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標 1

- 子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。

＜市町村における子ども読書活動推進計画の策定率＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
18.6%	60%以上	91.5%

（「社会教育課調査」（H27.2 現在）：社会教育課）

第二次計画数値目標 4

- 多くの県民に読書に親しんでもらうため、公立図書館等の個人の貸出冊数の増加を図ります。

＜県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人あたりの個人貸出冊数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
3.79冊	4.3冊以上	3.45冊

（「福島県公立図書館図書室実態調査」（H25）：県立図書館）

第二次計画数値目標 6

- 利用者の利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を推進します。

＜図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
7市町村	20市町村以上	21市町村

（「福島県公立図書館図書室実態調査」（H26）：県立図書館）

- ・ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定が、この5年間で大きく進んでいます。今後は、県内全市町村での策定を進めるとともに、策定している市町村においては計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを図り、第二次・第三次の改定に向けた取組が必要です。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館等へ資料の貸出等側面的支援を行うとともに、その搬送システムの整備や図書館情報ネットワークの推進等による連携の充実に努めてきました。東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対しての図書館活動の再開を踏まえた継続的な支援が今後の課題となります。

③ 学校等における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標3

- 学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。

＜多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	88.3%	95%以上	99.8%
中学校	60.3%	80%以上	93.9%
高等学校	55.6%	70%以上	76.1%

（「読書に関する調査」（H25）：義務教育課）

- ・ 読み聞かせに加え、ブックトーク※、読書感想文、推薦図書コーナーの設置等、学校種によって力を入れる内容は異なっていますが、多様な読書活動に積極的に取り組んでいることが伺えます。特に、小学校においては、保護者やボランティアの協力も得ながら、読書活動の取組を継続して実施する学校が多くなっています。
- ・ 児童生徒の情報収集及び情報活用能力の育成のために、学校図書館がもつ学習活動の支援や情報の収集、選択、活用等の機能を活かし、各教科等における調べ学習で学校図書館の計画的な利用を促進していくことが必要です。
- ・ 学校図書館の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能だけでなく、児童生徒にとって、生き生きとした学校生活を送るための「心の居場所」としての機能を充実していくことが望まれます。
- ・ 幼稚園や保育所等においては、発達段階や興味・関心に応じた絵本や物語等に親しむ体験、多様なおはなし会の実施等、楽しい読書の時間が提供されるよう促します。
- ・ 司書教諭※は、小・中学校及び高等学校の12学級以上の学校で発令されています。しかし、その多くの学校では、学級担任の兼務などにより、その役割を十分果たせていないという状況が見られます。また、学校司書は、12学級以上の県立高等学校にすべて配置されていますが、小・中学校における配置は、まだ低い状況です。児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の重要性はますます高まっています。

④ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 県立図書館や市町村立図書館は、障がいのある子どもの支援として、特別支援学校や特別支援学級へのおはなし会や図書の貸出し等、障がいの状況に応じた児童サービス※の充実を図っています。
- ・ 障がいのある子どもや帰国子女、外国籍の子どもたちの支援のための図書整備や情報提供をさらに充実していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

① 公共図書館等の機能の充実

第二次計画数値目標9

- 子どもの読書活動に関する読書ボランティアの団体の活性化を図ります。

＜読書ボランティアの団体数、人数＞

	平成21年度数値	平成26年度目標値	達成状況
団体数	286	330以上	169
人数	4,299人	5,000人以上	1,741人

(「社会教育課調査」(H26): 社会教育課)

- 県や県立図書館、市町村立図書館等では、市町村立図書館の職員や読書ボランティアを対象とした研修会を実施し、子どもの読書活動の支援者の育成を図りました。震災等の影響により読書ボランティアの団体数、人数は減少しましたが、一方で研修会への参加者が増加する等読書ボランティアの活動に対する意識の高まりが見られています。

② 学校図書館の機能の充実

第二次計画数値目標5

- 児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。

＜県立図書館による学校図書館への貸出冊数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
1,029冊	5,000冊	4,666冊

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25): 県立図書館)

第二次計画数値目標7

- 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

＜公立図書館と連携している学校の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	62.3%	80%以上	74.4%
中学校	26.8%	40%以上	32.0%
高等学校	37.8%	60%以上	56.8%

(「読書に関する調査」(H25): 義務教育課)

- ・ 『読書のきっかけ』について、小学校では「学校図書館で見つけた」という児童の割合が多い一方、中高生は「本屋で見つけた」の回答が圧倒的に多く、「学校図書館で見つけた」と回答した割合は低くなっています。また、同様に『本を手に入れた方法』も、中高生の回答は「学校図書館を利用」は低いのが現状です。
- ・ 学校司書を配置する市町村は増えていますが、人と本を結ぶ意味から、その積極的な配置が望まれます。
- ・ 学校図書館図書標準※の達成率は、全国平均を上回っていますが、情報が古くなった図書等の廃棄や更新を行いつつ、計画的な図書資料の整備や充実が求められています。
- ・ 学校図書館の利便性向上と公共図書館等との図書資料の相互貸借※等のため、学校図書館における情報機器等の整備や資料情報のデータベース化、情報公開を行うためのインターネット整備等、学校図書館の整備を図ることが望まれます。

③ 家庭、地域、学校等における連携の推進

第二次計画数値目標 8

- 学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。

＜読書ボランティアが参画している学校図書館の割合＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
61.1%	75%以上	76.8%

(「読書に関する調査」(H25):義務教育課)

- ・ 読書ボランティア団体が公立図書館や学校において、おはなし会等を行う機会が増えています。今後は子どもの読書活動を支える多様な活動を広げるための研修の充実が求められます。
- ・ 公立図書館による学校図書館への図書資料の貸出しは進んでいるものの、公立図書館の司書と学校職員の人的な連携の面では十分とは言えない状況があるため、協力体制が充実するように働きかけていく必要があります。



【下郷町：小学校での読み聞かせ】



【飯館村：移動図書館「こあら号」の貸出し】

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

① 推進のための広報・啓発

- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※」等における市町村の様々な行事やイベントの実施により、子どもの読書習慣の確立につながるよう、引き続き実施内容の工夫に努めることが望めます。
- ・ 地域全体で、子どもの読書活動推進を進めていこうという意識啓発の取組が求められます。

② 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

- ・ 公立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を収集するとともに、広報誌やホームページ等を活用し情報の提供に一層努めることが必要です。

③ 優れた取組の奨励と優良図書等の紹介

- ・ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）を選考し、国の表彰事業に推薦するとともに、広報媒体等を活用しその実践内容の紹介に努めています。
- ・ 県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書の紹介を家庭や関係機関に周知していくことも必要です。



【檜葉町：朝の読書風景】



【石川町：子ども読書事業】



【大玉村：おはなし会】



【昭和村：教職員による読み聞かせ】

(2) 数値目標の進捗状況

番号	目 標	指 標	当初値 平成20年	目標値 平成26年	現状値	出 典
1	子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	18.6%	60%以上	91.5%	「社会教育課調査」 (H27.2) 【社会教育課】
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。	本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			97.9%	100%	98.5%	
			中 学 校			
			83.1%	90%以上	83.7%	
3	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			88.3%	95%以上	99.8%	
			中 学 校			
			60.3%	80%以上	93.9%	
			高等学校			
55.6%	70%以上	76.1%				
4	多くの県民に読書に親しんでもらうため、公立図書館等の個人の貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人当たりの個人貸出冊数	3.79冊	4.3冊以上	3.45冊	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25) 【県立図書館】
5	児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館による学校図書館への貸出冊数	1,029冊	5,000冊以上	4,666冊	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25) 【県立図書館】
6	利用者の利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を推進します。	図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数	7市町村	20市町村以上	21市町村	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H26) 【県立図書館】

番号	目 標	指 標	当初値 平成 2 0 年	目標値 平成 2 6 年	現状値	出 典
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。	公立図書館と連携している学校の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			62.3%	80%以上	74.4%	
			中 学 校			
			26.8%	40%以上	32.0%	
			高等学校			
			37.8%	60%以上	56.8%	
8	学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			61.1%	75%以上	76.8%	
9	子どもの読書活動に関する読書ボランティアの団体の活性化を図ります。	読書ボランティアの団体数、人数	団 体 数			「社会教育課調査」 (H26) 【社会教育課】
			286	330 以上	169	
			人 数			
			4,299 人	5,000 人 以上	1,741 人	



【浪江町：朝の読書活動】



【天栄村：放課後子ども教室での読み聞かせ】



【国見町：子ども移動図書館】



【三島町：絵本と読み聞かせの会】

3 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針

(1) 計画の基本的な考え方

読書を通して、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができ、学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができます。また、読書を通じて人とのコミュニケーションの基礎を築き、他者への思いやりの心を育むことができます。

読書活動が子どもの学力を高めること、「読書と学力の関係」について関連性があることは様々な調査で示されています。例えば、全国学力・学習状況調査において「読書冊数が多い子ほど学力が高い」傾向が見られることや「読書が好きな子ほど学力が高い」傾向が見られます。(P 46、P 47資料1参照)

また、読書は、脳の発達により影響を与えるということも言われています。読書活動において、脳は、長い文を読み下していくために、先に読みとった言葉を瞬時に記憶し、順次把握した内容を短期記憶する働きをしたり、読んでいる文章の内容から連想される自分自身の体験や感情、思考を思い起こし、より高次の思考へと促したりします。

このように読書活動は、視覚中枢、言語中枢(左脳)、右脳(イメージ、空間認識)、海馬(短期記憶)、扁桃体(感情)、大脳皮質(長期記憶)、前頭葉(意欲、創造)等、大脳各部を使い発達させるのです。

また、子ども時代の読書経験が大人になってからの社会性や自己肯定感などに大きな影響を及ぼしていることも、国立青少年教育振興機構の調査(H25. 2)でわかりました。

子どもの頃の読書が多いほど、未来志向や自己肯定感、人を思いやる気持ちや社会のルールを守る意識が高い傾向にあること等、読書活動が人生を豊かにすることが明らかにされました。(P 48、P 49資料2参照)

未曾有の出来事を共有した東日本の子どもたちが、特に福島の子どもたちが、夢や希望をしっかりとち、その実現に向け、自ら考え行動し、最後まであきらめないでたくましく生き抜くためには確かな学力と豊かな心を身に付けることが必要です。

そのためにも、知的活動の基礎となり、子どもの成長にとって大きな意義をもち、人格の形成につながるといっても過言ではない読書活動を推進していくことが重要です。

福島のすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

そこで、

『 ふくしまの未来をひらく 読書の力 』

を基本理念(スローガン)に掲げ、以下の3つを基本方針として推進体制を整備し、具体的な施策の方向性を明らかにして取り組んでいきます。

(2) 基本方針

基本方針 1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもたちが読書の楽しみを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校、地域等において子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において子どもの読書活動の推進に向けた特色ある取組が展開されることを目指します。

基本方針 2

子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。そのため、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人の専門的な知識や技能の向上に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制の構築による、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

基本方針 3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

(3) 計画期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、第6次福島県総合教育計画の内容とも関連性をもちながら、おおむね5年間を計画期間とします。